

## 第12号議案

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成25年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「芦屋市障害程度区分認定審査会」を「芦屋市障害支援区分認定審査会」に改める。

(芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例(平成18年芦屋市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例（平成23年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(芦屋市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第6条 芦屋市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 芦屋市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「芦屋市障害程度区分認定審査会」を「芦屋市障害支援区分認定審査会」に改める。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正)

第8条 芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号」に改める。

(芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第10条 芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第7条及び第10条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

## 参 照

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

### 1 制定の趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

- (1) 次に掲げる条例で引用する法律の名称「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(第2条, 第4条から第6条まで, 第8条及び第9条関係)

- ア 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- イ 芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例
- ウ 芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例
- エ 芦屋市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- オ 芦屋市国民健康保険条例
- カ 芦屋市消防団員等公務災害補償条例

- (2) 芦屋市国民健康保険条例で引用する政令の名称「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。(第8条関係)

- (3) 次に掲げる条例で規定する審査会の名称「芦屋市障害程度区分認定審査会」を「芦屋市障害支援区分認定審査会」に改める。(第1条及び第7条関係)

- ア 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
- イ 芦屋市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

- (4) 次の表に掲げる条例で引用する障害者自立支援法（改正後は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）の条項を改める。

(第3条及び第10条関係)

改正条例	引用条項	
	改正案	現行
芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例	第5条第11項	第5条第12項
芦屋市消防団員等公務災害補償条例	第5条第11項	第5条第12項

### 3 施行期日

平成25年4月1日。ただし、上記2(3)及び(4)については、平成26年4月1日